

墨子尙同篇補正(二)

原 孝 治

尙同篇

尙同上篇 未有刑政之時、

「刑政」は下文には「政長」に作り、中篇には「正長」に作る。又此處は以下政長が存在しなかった時について云ふ。兪樾・王景羲も「政長」に改む。今「政長」に改む。

尙同上篇 以非人之義。

「以」は中篇には「而」に作る。以猶而也（經傳釋詞卷一）。

尙同上篇 有餘力、不能以相勞、腐朽餘財、不以相分、隱匿良道、不以相教、

(甲)・(乙)・(丙)の三事は並列なるも、(乙)・(丙)の「以」の上に「能」字無し。中篇に略同文有りて云ふ、「舍餘力、不以相勞、隱匿良道、不以相教、腐朽餘財、不以相分」と。「以」の上に「能」字無し。據って、「能」字を削る。尙、牧野

校は高木猷の説に従ひ、「能」字を削る。

尙同上篇 是故選天下之賢可者、

「選」の下、下文に據って「擇」字を補ふ。下文に云ふ、「選擇天下之賢可者」、「選擇其國之賢可者」と。又、中篇に云ふ、「是故選擇天下賢良聖知辯慧之人」と。又、小柳云、「下文及び中下の二篇によれば、當に『擇』字あるべし」と。

尙同上篇 是故選^(甲)天下之賢可者、立以爲天子。天子立、以其力爲未足、又選擇^(乙)天下之賢可者、置立^(丙)之以爲三公。天子三^(丁)公既以立、以天下爲博大、遠國異土之民、是非利害之辯、不可一二而明知。故畫分萬國、立諸侯國君^(戊)。諸侯國君既已立、以其力爲未足、又選擇^(己)其國之賢可者、置立^(庚)之以爲正長。正長既已具。

右の文を整理すると次の様になる。

(甲) 選^① 天下之賢可者、立以爲天子。天子立、以其力爲未足、

(乙) 選擇天下之賢可者、置立^②之以爲三公。天子三公既以立、……………

(丙) 立諸侯國君^③。諸侯國君既已立、以其力爲未足、

(丁) 選擇其國之賢可者、置立^④之以爲正長。正長既已具。

(甲)・(乙)・(丙)・(丁)の四條は相竝ぶ。(甲)は天子、(乙)は三公、(丙)は諸侯國君、(丁)は正長について云ふ。尙、中篇には略同文がある。

① (乙)・(丁)及び中下篇の文例に據り、「選」字の下に「擇」字を補ふ。中篇に云う「是故選擇天下賢良聖和辯慧之人」と、下篇に云う「是故選擇賢者」と。王念孫の説同じ。又小柳云、「下文及び中下の二篇によれば、當に『擇』字あ

るべし」と。

② (乙)・(丙)及び中篇の文例に據り、「天子」の下に「既以」二字を補ふ。

③ (乙)と(丁)は「置立之以爲……」に作る。然し、第一句(甲)には「立以爲天子」とあり、中篇の「立以爲天子」に作るのと同じである。してみると、(乙)・(丁)も中篇と同じと考へられる。(乙)・(丁)に相當する中篇の部分は「置以爲三公……」、「置以爲左右將軍大夫……」に作る。更に、「置立也」(廣雅釋詁四)であるから「立之」は「置」の傍注の本文への竄入であらう。今、「立之」の二字を削る。下同じ。

④ 「天子三公既以立」の「天子」は衍文。上文では「立以爲天子」、故に「天子立」であり、下文では「立諸侯國君」、故に「諸侯國君既已立」たのであり、「置立之以爲正長」、故に「正長既已具」だったのである。同様に「置立之以爲三公」、故に「三公既已立」だったのである。補足すれば、上文の「天子」を承けて下文の「天子」、上文の「諸侯國君」を承けて下文の「諸侯國君」、上文の「正長」を承けて下文の正長を云へば、此處の「三公」を承くるは「三公」である。

⑤ 「三公既以立」の下に、上下の文に據り「以其力爲未足」の六字を補ふ。上文に云ふ、「天子立、以其力爲未足」と。又、下文に云ふ、「諸侯國君既已立、以其力爲未足」と。

⑥ 「萬國」の下に「又選擇其國之賢可者」の九字、「立」の下に「以爲」の二字を補ふ。上文に云ふ、「是故選天下之賢可者、立以爲天子」、「選擇天下之賢可者、置立之以爲三公」、下文に云ふ、「選擇其國之賢可者、置立之以爲正長」と。尚、「又選擇其國之賢可者」の九字、及び「以爲」の二字の加字については、尙同中篇の「是故選擇天下賢良聖知辯慧之人云々」の條の④⑤參照。

尙同上篇 皆以告其上。

この文は下文の「必以告其郷長」、「必以告國君」、「必以告天子」と相竝べば「必以告其上」に作るべし。「皆」は下文の「皆是之」、「皆非之」に渉る誤り。今、「皆」字を「必」字に改む。

尙同上篇 上同而不下比者、

下比について、馬宗霍云、孫詒讓引〈樂記〉鄭注「比猶同也」。余謂本文以「同」與「比」相對、則義當有別。此「比」當讀如〈論語・爲政篇〉「君子周而不比」之「比」。何晏〈集解〉引孔注曰、「阿黨爲比」。是其義也。下文同。

尙同上篇 意若聞善而不善、不以告其上、

若猶或也〔經傳釋詞卷七〕。故に「意若」は連文「アルヒハ」也。裴學海云、意若猶或者也。疑問之詞也。（古書虛字集釋卷三）と。又、經傳釋詞卷七に云ふ、「意者」之言、「或者」也と。又、小柳云、「意若」は「抑若」ソモソモと通ず（漢文大系墨子尙同上眉注）と「意若」の連用は論語・孟子・荀子・韓非子・呂氏春秋・戰國策に無し。

尙同上篇 下比不能上同者、此上之所罰、而百姓所毀也。

右は上文の「上同而不下比者、此上之所賞、而下之所譽也」と相對すれば、①の「下比」の下に「而」字を補ひ、②の「不能」の「能」字を削る。又、上文は上・下を以て對論すれば、③の「百姓」は「下之」に改む。

尙同上篇 上以此爲賞罰、甚明察以審信也

馬宗霍云、「以」猶「而」也。言甚明察而審信也。尙、尙同中篇の「甚明察以審信」の「以」も之に同じ。

尙同上篇 則郷何說以亂哉。

馬宗霍云、「何說以亂」之「說」、當通作「云」。「何說以亂」猶言「何云以亂」。「云」猶「於」也。「何云以亂」又猶「何有於亂」。質言之即「何亂之有」也。本篇下文「則國何說以亂哉」、「則天下何說以亂哉」、尙同中篇「夫郷何說而不治哉」、「夫國何說而不治哉」、「夫天下何說而不治哉」。「說」字竝與「云」同、義竝當爲「有」。

尙同上篇 郷長發政郷之百姓、言曰、聞善而不善者、必以告國君。

諸葛蠡云、推文例、者字衍と。按ずるに、上下の「聞善而不善」の文の下に「者」字無し。據って削る。

尙同上篇 天子之所是、皆是之、天子之所非、皆非之。

「皆是之」、「皆非之」は上文では「必皆是之」、「必皆非之」に作れば、今「必」字を補ふ。諸葛蠡云、推文例、二皆上、當有必字と。

尙同上篇 今若天飄風苦雨、湊湊而至者、

于省吾云、湊有聚義。則湊湊謂頻仍也。

尙同上篇 罔罟之有綱、

「綱」字の下、中篇に據って「也」字を補ふ。中篇に云ふ、「罔罟之有綱也」と。

尙同中篇 舍餘力、不以相勞、^(甲)隱匿良道、不以相教、^(乙)腐朽餘財、不以相分、

尙同上篇には、

有餘力、不能以相勞、

腐朽餘財、不以相分、

隱匿良道、不以相教、

に作り、又尙賢下篇には、

有力者、疾以助人、

有財者、勉以分人、

有道者、勸以教人、

と云ひ、又

垂其股肱之力、而不相勞來也、

腐臭餘財、而不相分資也、

隱匿良道、而不相教誨也、

に作る。皆、力、財、道の順に述ぶ。之に據れば、此處の(甲)「隱匿良道、不以相教、」と(乙)「腐朽餘財、不以相分、」とは前後入れ替ふべし。又篇の成立順序(中篇は上篇を増補して作られたものである)から考へても上篇の順序である(乙)・(甲)の順に従ふべきである。

尙同中篇 是故選擇天下賢良聖知辯慧之人、立以爲天子、使從事乎一同天下之義。天子既已立矣。以爲唯其耳目之請、不能獨一同天下之義。是故選擇天下贊閱賢良聖知辯慧之人、置以爲三公、與從事乎一同天下之義。天子三公既已立矣。以爲天下博大、山林遠土之民、不可得而一也。是故靡分天下、設以爲萬諸侯國君、使從事乎一同其國之義。國君既已立矣。又以爲唯其耳目之請、不能獨一同其國之義。是故擇其國之賢者、置以爲左右將軍大夫、以遠至乎鄉里之長、與從事乎一同其國之義。天子諸侯之君、民之正長、既已定矣。

(甲)・(乙)・(丙)・(丁)の四條は相竝ぶ。此を説明の都合上並べて書くと次の様になる。

(甲) 是故選擇天下賢良聖知辯慧之人、立以爲天子、使從事乎一同天下之義。

天子既已立矣。以爲唯其耳目之請、不能獨一同天下之義。

(乙) 是故選擇天下贊閱賢良聖知辯慧之人、置以爲三公、與從事乎一同天下之義。

天子三公既已立矣。以爲天下博大、山林遠土之民、不可得而一也。

(丙) 是故靡分天下、設以爲萬諸侯國君、使從事乎一同其國之義。

國君既已立矣。又以爲唯其耳目之請、不能獨一同其國之義。

(丁) 是故 擇其國之賢者、置以爲左右將軍大夫、以遠至乎鄉里之長、與從事乎一同其國之義。

天子諸侯之君、民之正長、既已定矣。

(甲)は天子、(乙)は三公、(丙)は諸侯國君、(丁)は左右將軍大夫について云ふ。上篇には略同文があり、天子、三公、諸侯國君、正長について云ふ。

①「贊閱」二字について、

〔ア〕(甲) 是故選擇天下賢良聖知辯慧之人、立以爲天子云々と

(乙) 是故選擇天下贊閱賢良聖知辯慧之人、置以爲三公云々と
とは相竝ぶ。又上篇には、

(甲) 是故選天下之賢可者、立以爲天子…

(乙) 又選擇天下之賢可者、置立之以爲三公…

(丙) 立諸侯國君…

(丁) 又選擇其國之賢可者、置立之以爲正長…

と四條相竝び、「贊閱」の語なく、(甲)(乙)が一組、(丙)(丁)が一組となって居り、夫々の組は略同文である。

〔イ〕「閱」には「えらぶ」(閱簡也、簡擇也)の意があるから、「贊閱」に「えらぶ」の意が存すると云へやう。さすれば、「贊閱」と「選擇」とは意相近いことになる。

〔ア〕と〔イ〕によると、「選擇」の傍注としての「贊閱」が本文に竄入したものであらう。又「墨子」中に見える用例から考へるとき、(甲)・(乙)は略同文であったと見て不可あるまい。今、「贊閱」二字を削る。

②「天子」の二字は衍文。尙同上篇の「是故選天下之賢可者云々」の注④参照。

③「靡分天下」の四字について。上篇には、「天子三公既已立」の下に續けて、「以天下爲博大、遠國異土之民、是非利害之辯、不可一二而明知。故畫分萬國、」とあり、中篇の此處と同旨である。故に之に本づき、「不可得而一也」の下に「故」字を補ひ、その下に下文の「靡分天下」の四字を移し、その下に下文の「萬」字を移し、更にその下に「國」字を補ふ。即ち、「故靡分天下萬國」に改む。續けて、「是故〳〵設以爲諸侯國君」となす。

④尙同中篇の此處は、(甲)天子、(乙)三公、(丙)諸侯國君、(丁)左右將軍大夫を置立した事を四條竝説する。今、説明を補ふ

爲に繰返になるが四條を並記してをく。(尙、(甲)・(乙)・(丙)・(丁)の記號はこの項では通用である。)

(甲) 是故選擇……………立[○]以爲天子、使從事乎一同天下之義。

(乙) 是故選擇……………置[△]以爲三公、與從事乎一同天下之義。

(丙) 是故 設[○]以爲萬諸侯國君、使從事乎一同其國之義。

(丁) 是故 擇……………置[△]以爲左右將軍大夫、以遠至乎鄉里之長、與從事乎一同其國之義。

此の中、(丙)の諸侯國君の條以外は原形を留めてゐると考へられるが、諸侯國君に關する部分は可成の脱文がある。この(甲)天子、(乙)三公、(丁)左右將軍大夫の條については、「是故選擇……」の形式で表記されてゐるが、諸侯國君の條には此の選擇以下の部分が無い。然し、「墨子」では對句や繰返が常用されてゐる所から考へると、やはり缺落したと見るべきである。さて、(甲)と(乙)即ち天子と三公に關する條は兩條略一致して對となつてゐるから、(丙)と(丁)即ち諸侯國君と左右將軍大夫の條も亦略一致し、對を爲してゐた筈である(上篇同じ)。即ち、天子と三公は天下から、諸侯國君と左右將軍大夫は其國から選擇するとする事が、(甲)と(乙)、(丙)と(丁)の組合されてゐる事を最もよく表はしてゐる。そこで、下文(丁)の左右將軍大夫の條に據つて(丙)の「是故」の下に「選擇其國之賢者」の七字を補ふ。

⑤ 此處は(甲)「立以爲天子、使從事……」、(乙)「置以爲三公、與從事……」、(丙)「設以爲萬諸侯國君、使從事……」(丁)「置以爲左右將軍大夫、以遠至乎鄉里之長、與從事……」と四條相並ぶ(④参照)。即ち、「立以爲……」、使……、「置以爲……」、與……、「設以爲……」、使……、「置以爲……」、與……が交互に用ひられてゐるから、(丙)の「諸侯國君」の上に「立以爲」の三字有りと考へられる。尙、現行本墨子では此處を「設以爲」に作つてゐるが、「設」は「立」(設立也・韻會)であるから、内容上は同じである。これは後人が此處の

缺文を訂補しようとした時に「設」を用いたものであらう。上篇には「立」に作る。據って「立」に改む。尙、尙同中篇は尙同上篇を増補して作られたものである。

⑥ 上文に「設以爲萬諸侯國君、使從事乎一同其國之義」とあり、又上篇に「立諸侯國君、諸侯國君既已立」とあれば、「國君既已立矣」の上に「諸侯」の二字を補ふ。尙、尙同上篇の「是故選天下之賢可者云々」の注⑥参照。

⑦ 上文には「選擇天下賢良聖知辯慧之人」、「選擇天下贊閱賢良聖知辯慧之人」とあり、又上篇には「選擇天下之賢可者」、「選擇其國之賢可者」とある。據って、「擇其國之賢者」の上に「選」字を補ふ。諸葛蠡云、推文例、上當有選字。

⑧ 上篇には「立以爲天子」、「置之以爲三公」、「立諸侯國君」、「置之以爲正長」に作り、「立以爲」と「置之以爲」の下は天子・三公・諸侯國君・正長と地位を表はすものである。中篇も亦天子・三公・諸侯國君と全て地位を示すものである。據って、此處は「左右將軍大夫」迄で、「以遠至乎鄉里之長」の八字は「置以爲左右將軍大夫」の傍注の本文への竄入であると考へられる。今、この八字を削る。

⑨ 上文(甲)・(乙)・(丙)によって、「一同其國之義」の下に「左右將軍大夫既已立矣」の十字を補ふ。上文に云ふ、「立以爲天子、使從事乎一同天下之義、天子既已立矣」、「置以爲三公、與從事乎一同天下之義、天子三公既已立矣」、「設以爲萬諸侯國君、使從事乎一同其國之義、國君既已立矣」と。故に、「置以爲左右將軍大夫、以遠至乎鄉里之長、與從事乎一同其國之義。」に作る。かくて、「天子諸侯之君、民之正長、既已定矣」こととなるのである。

尙同中篇 己有善傍薦之、上有過規諫之、

此處は「上……」、「下……」と相對立の構文。上篇には「上有過則規諫之、下有善則傍薦之。上同而不下比者、此上之所賞、而下之所譽也。……上有過弗規諫、下有善弗傍薦、下比不能上同者、此上之所罰、而百姓之所毀也」とある。諸

葛蠡云、「據上篇、已當作下、下同」と。王樹枏墨子斟注補正同。曹耀湘墨子箋は「下」に作り、注して「下字原訛己、王校改作民」とする。今、「下」に改む。尙、尙賢・尙同篇で上下に分説するには、全て「上…」「下…」の順にて、下上の順に作るもの無し。尙賢上篇には「上之所以使下者、一物也、下之所以事上者、一術也」とあり、尙同上篇には上引の如くである。又尙同中篇の下文には「上者天鬼…」、「下者萬民…」等とある。據って、「上有過…」、「下有善…」の順に改む。下同じ。

尙同中篇 是故里長順天子政、而一同其里之義。里長既同。其里之義、
「同」は上文の「一同其里之義」を承くれば、「同」の上に「一」字を補ふ。

尙同中篇 察郷長之所以治郷而郷治者、何故之以也。

馬宗霍云、「以」猶「因」也。

尙同中篇 天子者固天下之仁人也。

諸葛蠡云、推文例、者字衍。

尙同中篇 唯以其能一同天下之義、是以天下治。

此の文は上文と並列なる事次の如くである。

曰、唯以其能一同其郷之義、是以郷治。郷長治其郷、而郷既已治矣。

曰、唯以其能一同其國之義、是以國治。國君治其國、而國既已治矣。

曰、唯以其能一同天下之義、是以天下治。

郷・國・天下と相竝ぶ。郷長が其の郷を治め、國君が其の國を治めるのに相當する天子の部分が無いのは缺文であらう。故に、「是以天下治」の下に「天子治天下、而天下既已治矣」の十二字を補ふ。

尙同中篇 上者天鬼有厚乎其爲政長也、

閒話に従ひ、「厚」の上に「深」字を補ふ。閒話に云ふ。「下云、天鬼之所深厚、則此厚上疑掇深字」と。

尙同中篇 天鬼之所深厚、而彊從事焉、

下文に従ひ、「彊」の上に「能」字を補ふ。王念孫云、而能彊從事焉、舊本脫能字、今據下文補。

尙同中篇 有苗之制五刑以亂天下、

此の文、上文の「聖王制爲五刑以治天下」と相竝べば、「有苗」の下の「之」字を削り、「制」の下に「爲」字を補ふ。

尙同中篇 則此豈刑不善哉。用刑則不善。故遂以爲五殺。

上文に據り、「用刑則不善」の下に「也」字を補ふ。上文云ふ、「用刑則不善也」と。

尙同中篇 今王公大人之爲刑政則反此。政以爲便嬖・宗族・父兄・故舊、

「政」は寶曆本に従ひ「故」に作るべし。于省吾云、寶曆本政作故。故固古字通。固猶必也。

尙同中篇 若苟上下不同義、賞譽不足以勸善、而刑罰不足以沮暴。何以知其然也。曰、上唯母立、而爲政乎國家、爲民正長、曰、人可賞、吾將賞之。若苟上下不同義、上之所賞、則衆之所非。曰、人衆與處。於衆得非、則是雖使得上之賞、未足以勸乎。上唯母立、而爲政乎國家、爲民正長、曰、人可罰、吾將罰之、若苟上下不同義、上之所罰、則衆之所譽。曰、人衆與處。於衆得譽、則是雖使得上之罰、未足以沮乎。

(乙) 曰、上唯母立、而爲政乎國家、未足以勸乎。

(丙) 上唯母立、而爲政乎國家、未足以沮乎。

(乙)と(丙)とは相對す。(乙)と(丙)とは上文(甲)「若苟上下不同義、賞譽不足以勸善、而刑罰不足以沮暴。何以知其然也」に對する答。(乙)は賞、(丙)は罰の場合である。故に(丙)の冒頭「上唯母」の上に「曰」字を補ふ。又(甲)に「賞譽不足以勸善、而刑罰不足以沮暴」と云ひ、下文にも又同文有れば、(乙)の「勸」の下に「善」、(丙)の「沮」の下に「暴」字を補ふ。戸崎允明墨子考云、「勸下恐脫善字。然下文又有未足以沮乎。此亦脫暴字邪、蓋句法也」と。

尙同中篇 是以數千萬里之外、有爲善者、其室人未徧知、鄉里未徧聞、天子得而賞之。

「鄉里未徧聞」は「其室人未徧知」と相竝べば、「其室人」に對しては「其鄉里人」である。尙、下篇には「是故古之聖王之治天下也、千里之外、有賢人焉、其鄉里之人、皆未之均聞見也、聖王得而賞之」に作る。據って、「鄉里」の上に「其」、下に「人」字を補ふ。下同じ。

尙同中篇 使人之耳目助己視聽、使人之吻助己言談、使人心助己思慮、使人之股肱助己動作、

(甲)・(乙)・(丙)・(丁)の四句は並列なれば、閒話に従い「吻」の上に「脣」字を補ふ。閒話に云ふ、「以上句文例校之、吻上疑有脣字。非命下篇云、今天下之士君子之爲文學出言談也、非將勤勞其喉舌、而利其脣眠也。眠與吻字同」と。尙、耳目、股肱、「脣」吻とあれば、「心」の下に一字有るべし。非命中篇に「不繆其耳目之淫、不慎其心志之辟」と云ふに據り、「心」の下に「志」字を補ふ。

尙同中篇 先王之書周頌之道之曰、

馬宗霍云、本文句中疑誤衍一「之」字。或作「周頌之道曰」、或作「周頌道之曰」、均可。依本篇上文「呂刑之道曰」、「術令之道曰」爲例、似當刪去道下「之」字。

尙同下篇 知者之事、必計國家百姓所以治者而爲之、必計國家百姓之所以亂者而辟之、

(甲)「必計國家百姓所以治者而爲之」と(乙)「必計國家百姓之所以亂者而辟之」とは相對す。又下文に「然計國家百姓之所以治者、何也」とあれば、(甲)の百姓の下に「之」字を補ふ。戸崎・牧野校同じ。

尙同下篇 然計國家百姓之所以治者、何也。上之爲政、得下之情則治、不得下之情則亂。何以知其然也。

①「則治」と「則亂」は「然計國家百姓之所以治者、何也」を承くれば、「所以治」の下に「亂」字を補ふ。牧野校は高木猷の説に従ひ「亂」字を補ふ。又、小柳云、「亂」字を脱すと。

②「爲政」の下、下文に據り「也」字を補ふ。下文に云ふ、「上之爲政也、不得下之情云々」と。下同じ。

尙同下篇 上之爲政^(甲)、得下之情、則是明於民之善非也^(乙)。若苟明於民之善非也、則得善人而賞之、得暴人而罰之也。善人賞、而暴人罰、則國必治^(丙)。上之爲政也、不得下之情、則是不明於民之善非也。若苟不明於民之善非、則是不得善人而賞之、不得暴人而罰之。善人不賞、而暴人不罰、爲政若此、國衆必亂^(丁)。

(甲)「上之爲政、」と

(乙)「上之爲政也、」と

とは相對す。

① 「爲政」の下に「也」字を補ふ。下文に云ふ、「上之爲政也」と。

② 小柳云、善非猶云善不善。

③ 「則」字の下、下文に據つて「是」字を補ふ。下文に云ふ、「則是不得善人而賞之」と。

④ 上文に「計國家百姓之所以治者」、「計國家百姓之所以亂者」と云ふ、又下文の「國衆必亂」とは相對すれば、「國」の下に「家」字を補ふ。

⑤ 「爲政若此」の四字、(甲)部「上之爲政」に相當するもの無く、文意上も不要。故に此の四字を削る。恐らく後人の附加か。

⑥ 「國」の字の上に「則」字を補ふ。上文に云ふ、「則國必治」と。此と對す。

⑦ 秋山云、衆疑家。吉田漢官、戸崎允明同。

尙同下篇 百姓爲人

于省吾云、人尸古字通。尸古夷字。(中略) 上言古者天之始生民、未有正長也。此云、百姓爲夷。言百姓爲等夷、無上下之可分也。

尙同下篇 是以厚者有鬪、而薄者有爭。

下文には「厚者有亂、而薄者有爭」、「厚者有戰、而薄者有爭」と見ゆ。厚・薄は大小と云ふが如し。

尙同下篇 是故天下之欲同一天下之義也。是故選擇賢者、立爲天子。天子以其知力爲未足獨治天下。是以選擇其次、立爲三公。三公又以其知力爲未足獨左右天子也。是以分國建諸侯。諸侯又以其知力爲未足獨治其四境之內也。是以選擇其次、立爲卿之宰。卿之宰又以其知力爲未足獨左右其君也。是以選擇其次、立而爲鄉長家君。

此の文を整理すれば、次の様になる。

是故天下之欲同一天下之義也。^①

是故選擇賢者、立爲天子。^②

天子以其知力爲未足獨治天下。^③

是以選擇其次、立爲三公。

三公又以其知力爲未足獨左右天子也。

是以分國建諸侯。^④

諸侯又以其知力爲未足獨治其四境之內也。

是以選擇其次、立爲卿之宰。

卿之宰又以其知力爲未足獨左右其君也。

是以選擇其次、立而爲鄉長家君。

① 天下の二字、閒詁云、「疑當作天」と。

② 下文は「是以選擇其次云々」に作る。「故猶以也」(古書虛字集釋卷五)。「以猶故也」(同書卷一)。尙、中篇は全て「是故選擇云々」に作る。

③ 「治天下」の下、下文に據つて「也」字を補ふ。下文に云ふ、「爲未足獨左右天子也」、「爲未足獨治其四境之內也」、「爲未足獨左右其君也」と。此處と相竝ぶ。牧野校同じ。

④ 此處は天子を立てた後、三公、諸侯、卿之宰の順に「是以選擇其次、立爲」とするのであるが、諸侯についてのみその記述が無く、「是以分國建諸侯」に作る。恐らく、此の部分脱文有りしものを、後人が補筆せしものならん。上下の文に従ひ、「是以選擇其次、立爲諸侯」に改む。

⑤ 上文に云ふ、「是故選擇賢者、立爲天子」、「是以選擇其次、立爲三公」、「是以選擇其次、立爲卿之宰」とあり、皆「而」字無し。諸葛蠡云、推文例、而字衍と。今「而」字を削る。

尙同下篇 將使助治亂刑政也。

于省吾云、亂本應作亂。亂金文治字。凡經傳亂訓治者皆非也。亂卽亂之譌。治涉旁注而衍。下文唯辯而使助治天明也。助治亦本應作助亂。

尙同下篇 何故以然。

馬宗霍云、「以」猶「而」也。「而」猶「如」也。「然」猶「是」也。「何故以然」猶言「何故如是」也。

尙同下篇 然胡不賞使家君試用家君發憲布令其家、

王念孫云、「賞當爲嘗」と。用使也（廣韻）。故に「嘗使家君」と「試用家君」とは義同じ。又、下文に「使家君」と云へば、「試用家君」の四字、恐らくは衍文。吳毓江氏云、王校賞爲嘗是也。嘗使家君與試用家君義同。蓋一本作嘗使家君、一本作試用家君。傳寫者竝存之耳。

尙同下篇 若見愛利家以告、亦猶愛利家者也。上得且賞之、衆聞則譽之。若見惡賊家不以告、亦猶惡賊家者也。上得且罰之、衆聞則非之。

① 以告の下、下文に據つて「者」字を補ふ。此處は家・國・天下の順に竝列す。下文に云ふ、「若見愛利國以告者、亦愛利國者也」、「若見惡賊國不以告者、亦猶惡賊國者也」、「若見愛利天下以告者、亦猶愛利天下者也」、「若見惡賊天下不以告者、亦猶惡賊天下者也」と。

② (甲)の「上得且賞之」と「衆聞則譽之」、(乙)の「上得且罰之」と「衆聞則非之」とは相竝び、(甲)と(乙)とは相對す。「且」と「則」とは互用。且猶則也（古書虛字集釋卷八）。「且」「則」の互用については下文の「上得則賞之云々」の

注參照。

尙同下篇 是以見善言之、見不善言之。

「善」、「不善」の下に下文に據つて「者」字を補ふ。下文に云ふ、「是以民見善者言之、見不善者言之」と。

尙同下篇 善人之賞、而暴人之罰、則家必治矣。

「善人之」、「暴人之」の「之」字下文に無し。據つて削る。下文に云ふ、「善人賞而暴人罰、則國必治矣」、「善人賞而暴人罰、則天下必治矣」と。此處と相竝ぶ。

尙同下篇 然計若家之所以治者何也。唯以尙同一義爲政故也。家既已治。^②

①「唯」の下、下文に據つて「能」字を補ふ。下文に云ふ、「唯能以尙同一義爲政故也」、「唯而以尙同一義爲政故也」(吳毓江氏云、正徳本而作能)と。尙、裴學海云、古書多以「而」爲「能」(古書虛字集釋卷六)。

②「治」の下、下文に據つて「矣」字を補ふ。下文に云ふ、「國既已治矣」と。牧野校同じ。

尙同下篇 是以民見善者言之、見不善者言之。

「民」字、上下の文に無し。故に削る。上文は家、此處は國、下文は天下について云ふ。上文には「是以見善言之、見不善言之」に作り、下文には「是以見善者善之、見不善者告之」に作る。

尙同下篇 若見愛利天下以告者、亦猶愛利天下者也。上得則賞之、衆聞則譽之。^②若見惡賊天下不以告者、亦猶惡賊天下

者也。上得且罰之、衆聞則非之。^①

此處は家、國、天下に關する同文の繰返の一部で、(甲)の「上得則賞之、衆聞則譽之」と(乙)の「上得且罰之、衆聞則非之」とは相對す。上文には「上得且賞之、衆聞則譽之」、「上得且罰之、衆聞則非之」と、則ち「上得且衆聞則」と「且」「則」を互用し、此處の下文(乙)又「且」「則」を互用すれば、此處の上文(甲)の「上得則」の「則」は「且」に改むべし。諸葛蠡云、且舊本誤作則と。

尙同下篇 然計天下之所以治者何也。唯^①而以尙同一義爲政故也。天下既已治^②。

① 諸葛蠡云、而能也と。上文は唯能に作る。

② 上文に従ひ「治」の下に「矣」字を補ふ。牧野校同じ。

尙同下篇 若道之謂也。

馬宗霍云、「若道之謂也」、「若」與「此」同。此道謂尙同之道也。

尙同下篇 意獨子墨子有此、而先王無此其有邪。

「無此其有邪」は閒話に従ひ、「無有此邪」に改む。閒話に云ふ、「疑當作無有此邪。其字衍」と。

尙同下篇 不言也發罪鈞。

馬宗霍云、「發罪鈞」之「發」、蘇時學謂「當作厥」。今〈泰誓〉云、「厥罪惟鈞」。今按蘇校是也。「厥」者「其」也。

下文云、「此言見淫辟不以告者、其罪亦猶淫辟者也。」此卽〈墨子〉自釋〈大誓〉之語。「其」罪之「其」正以申「厥」

罪之「厥」也。

尙同下篇 其所差論以自左右羽翼者、皆良。

左右の上、牧野校に従ひ「爲」字を補ふ。

尙同下篇 外爲之人

此の前後に錯亂有らん。

尙同下篇 唯信身而從事。

下文に據つて、唯の下に「能」字を補ふ。下文に云ふ、「唯能信身而從事」と。

尙同下篇 一手之操也、不若二手之彊也。

この一句疑ふらくは衍文か。上文には視聽を云ひ、下文には聞見、視聽を云ふ。視覚と聽覺をのみ云へば、手を云ふは前後と合せず。唯、古者の語として引くので、必ずしも下文と對應するとは限らぬ。今は参考に止めて置く。

尙同下篇 千里之外、有暴人焉、其鄉里之人、未之均聞見也、聖王得而罰之。

「未」の上、上文に従ひ「皆」字を補ふ。上文に云ふ、「其鄉里之人、皆未之均聞見也」と。

尙同下篇 故當尙同之說、而不可不察^②。

① 「故當」は尙同中篇末、「當若」に作る。

② 「不察」の下、尙賢下篇に據つて「也」字を補ふ。尙賢下篇に云ふ、「故尙賢之爲說、而不可不察此者也」と。吉田漢官云、如謂治之要也と。